

自由貿易協定の原産地規則と FDI を通じた技術スピルオーバー：国際複占競争モデルによる分析

溝口佳宏

神事直人

帝京大学経済学部

京都大学経済学研究科

2014 年 7 月 18 日

概要

自由貿易協定 (FTA) に加盟していない国の企業が、その FTA の原産地規則 (ROO) を満たして域内国産として財を供給するために、域内国に外国直接投資 (FDI) を行って生産工程の一部を域内国で行う場合がある。しかし、域外国企業が域内国のライバル企業よりも優れた生産技術を有していると、FDI を通じて域内国企業に技術のスピルオーバーが生じる可能性がある。このとき、域外国企業は高い関税を払ってでも他社への技術スピルオーバーを避けるか、逆に技術スピルオーバーがあっても ROO を満たし関税を免除される形で財を供給するかの選択を迫られる。他方、技術スピルオーバーの程度が ROO の水準と相関する、つまり、ROO の水準が高くなると域内国で行う生産工程が多くなるために技術のスピルオーバーの程度が高まるならば、FTA 加盟国側はそのことを考慮して最適な ROO の水準を設定する。本稿では、このような FTA 加盟国と域外企業間の駆け引きを国際複占競争の 3 国モデルを用いて分析し、最適な ROO の水準と域外関税率を明らかにする。

キーワード：自由貿易協定；原産地規則；外国直接投資；技術スピルオーバー；寡占

JEL classification: F12; F15